

決議案第1号

国民健康保険18歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年 6月25日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

〃 〃 細谷 典男

〔提案理由〕

茨城県国民健康保険運営方針が示された今、国民健康保険の変わり目といえる状況にある。取手市に対し、子育て支援の一環として、18歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求めるため。

国民健康保険 18 歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求める決議案

令和 2 年 10 月、茨城県国民健康保険運営方針の一部改定が行われ、その中で賦課方式の統一に向けて示された。今議会の中で、取手市は 3 方式から 2 方式に変更することが明らかとなり、加入者にとっては保険税の増額が想定されることも明らかになった。

また令和 4 年度施行で、全世帯の未就学児に係る均等割保険料（税）について、その 5 割を公費（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）により軽減される。取手市は既に 18 歳以下の均等割保険税の 5 割減免を実施している。

令和 2 年度実績では、18 歳以下は 1,885 人、均等割額一人当たり【医療分が 2 万 1,000 円、後期高齢者医療分で 1 万円、合計 3 万 1,000 円】、その 5 割減免だから、18 歳以下の均等割額は一人 1 万 5,500 円となる。さらに 7 割 5 割法定減額分を踏まえると、令和 2 年度の 5 割減免分は、1,787 万円となっている。令和 4 年度から、国・県からの負担金、また 2 方式を実現すると 20 歳未満の被保険者数で按分した額を補助額として市に交付される。以上のことから市としてはさらに減額予算となる。

取手市議会は、子育て支援施策として国民健康保険 18 歳以下被保険者の均等割額の全額減免を求めることを決議する。

令和 3 年 6 月 日

茨城県取手市議会